

登録番号 010

旧牧野眼科医院	
保存建築物登録年	平成30年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	医院であった明治期築の京町家を活用するため、旅館及び飲食店に用途変更するとともに、増築等及び間取りの変更を実施。
工事種別	増築、大規模修繕、用途変更



外観

## 1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	医院	旅館、飲食店
構造／階数	木造／2階建て	同左
建築面積／延べ面積	209.26m <sup>2</sup> ／319.62m <sup>2</sup>	215.84m <sup>2</sup> ／314.35m <sup>2</sup>
建築年	1899（明治32年）頃	
用途地域／防火地域	近隣商業地域（過半）、準工業地域／準防火地域	
意匠設計者	住まいの工房 松井 薫 氏	
構造設計者	株式会社アルファ建築設計構造事務所 足立 成美 氏	

## 2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第35条 (令第126条の2、3)	排煙口を不燃材料とする必要がある。	【ハード面での措置】 消火器及び消防具の設置、2階宿泊室のパッケージ型自動消火設備の設置、非常用照明及び誘導灯の設置、階段の緩勾配化等
法第35条 (令第128条)	敷地内に幅員1.5m以上の通路を確保する必要がある。	【ソフト面での措置】 かまど使用における毎日点検の実施、防災訓練の実施 等
法第35条の2 (令第128条の5)	天井及び壁の仕上げを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	既存不適格の継続（現状維持、新たな不適合部分を生じさせない）
法第44条	軒先が道路内に突出しているため、突出している部分を切断する必要がある。	耐熱強化ガラスを入れた木製建具、防火扉、木製防火雨戸の設置
法第61条	延焼のおそれのある部分の外壁の開口部に防火設備を設置する必要がある。	



宿泊室（ストローベイル、パッケージ型自動消火設備）



おくどさん



上：庭 下：玄関土間